

平成24年10月11日

## 第1回異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖並びにぶどう糖の日本農林規格の確認等の 原案作成委員会の議事概要

### 第1 開催日時及び場所等

- 1 日 時：平成24年9月25日（火）13：30～16：05
- 2 場 所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター 7階研修室  
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟
- 3 出席委員：委員13名中10名（今井委員、上野委員、黒田委員、酒井委員、  
田子委員、田所委員、土谷委員、中西委員、中野委員、渡邊委員）  
が出席
- 4 委員長：田所忠弘
- 5 意見陳述及び傍聴を希望する者を公募したところ、意見陳述を希望する者はな  
く、傍聴を希望する者は2名であった。

### 第2 議事概要

#### 1 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の確認、改正及び廃止につ いて

事務局から規格調査の結果（資料9）について説明した後、当該規格の位置付  
け及び見直しの方向性について議論を行った。

##### （1）当該規格の位置付けについて

当該JAS規格の性格は、これまで「標準規格」として位置付けられてきた  
ところ。当該製品の生産状況及び当該規格の利用状況を踏まえ、引き続き「標  
準規格」に位置付けることが適当である旨、議決した。

##### （2）当該規格の見直しの方向性について

規格調査の結果及びJAS規格の制定・見直しの基準を踏まえ、次の事項に  
ついて改正の必要性について議論を行った。

- ① 一括表示事項のポイント数の規定の削除
- ② 「異物」の削除
- ③ 測定方法の用語の統一
- ④ 「内容量」の削除
- ⑤ 「糖分」の測定方法の変更

その結果、①については、「加工食品品質表示基準」において業務用製品の文  
字の大きさについて規定されていないことから、当該規定を削除することを議  
決した。また、②及び③については次回検討することとし、④については、当  
該製品に品質表示基準等が適用されないことから、当該規定を削除しないこと  
とし、⑤については改正しないことを議決した。

#### 2 ぶどう糖の日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から規格調査の結果（資料11）について説明した後、当該規格の位置

付け及び見直しの方向性について議論を行った。

#### (1) 当該規格の位置付けについて

当該 J A S 規格の性格は、これまで「標準規格」として位置付けられてきたところ。当該製品の生産状況及び当該規格の利用状況を踏まえ、引き続き「標準規格」として位置付けることが適当である旨、議決した。

#### (2) 当該規格の見直しの方向性について

規格調査の結果及び J A S 規格制定・見直しの基準を踏まえ、次の事項について改正の必要性について議論を行った。

- ① 一括表示事項のポイント数の規定の削除
- ② 「異物」の削除
- ③ 「粒度」の削除
- ④ 等級の削除
- ⑤ 「水分」の測定方法の見直し
- ⑥ 結晶ぶどう糖の「ぶどう糖分」の測定方法の見直し及び項目の変更
- ⑦ 「比旋光度」の項目の削除
- ⑧ 「内容量」の削除
- ⑨ 「灰分」の測定方法の変更
- ⑩ 「水分」の測定方法の見直し

その結果、①については、「加工食品品質表示基準」において業務用製品の文字の大きさについて規定されていないことから、当該規定を削除することを議決した。②～⑦については次回検討することとし、⑧については、当該製品に品質表示基準等が適用されないことから、当該規定を削除しないこととし、⑨及び⑩については改正しないことを議決した。

### 第3 会議における主な個々の意見（要旨）

#### 1 規格の性格の明確化に関する意見

##### (1) 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格

- ・様々な立場での意見を反映した規格であるので、取引の際に、業界規格よりも信頼性が増すと考えられる。
- ・異性化液糖はパンの発酵状況に影響を及ぼすものである。規格があることで、一定の水準を保つことから、あってしかるべきと考える。
- ・お菓子の業界では、個々の取引の実態に合わせて業者間で規格書を取り交わしており、規格の必要性を感じていないとの意見もある。
- ・使用する側としては規格があるほうが望ましい。

##### (2) ぶどう糖の日本農林規格

- ・規格があることは製造業者及び使用者双方にとって、安定的に使用できる一つのファクターとなっていると考えられることから、規格は必要と考える。
- ・異性化糖と同様、安定供給に寄与するという視点より、規格がきちんと決まっているのは、必要。
- ・コーデックス規格もあることから、廃止すべきではない。

## 2 規格の改正の必要性に関する意見

### (1) 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格

- ・食品衛生法で規制する「異物」は、身体に危害のある異物である。危害があるがなかろうが「異物」はないとするべきで、現行規格のままにしたらどうか。
- ・製造業者は、「異物」の管理はきちんとしている。ただ、「異物」は何かとの考え方をはっきりさせたほうがよいのではないか。
- ・原案作成委員会で検討されている他の規格での「異物」の議論の結果と整合性をとるべき。
- ・一括表示事項については、業者間の取引で送り状や伝票等できちんと伝達されており、文字の大きさの規定はなくても問題ないと考える。
- ・各種 J A S 規格の測定方法において、同じ機器であってもその名称がバラバラなので、事務局で整理し、統一すべきではないか。

### (2) ぶどう糖の日本農林規格

- ・現在は噴霧乾燥法が製造の主流であり、「粒度」がばらつくことはないため、J A S 規格で規定する必要性を感じない。また、「粒度」が粗いものがほしいという使用者もいる。
- ・特級の格付はしていないため、等級として必要ないのでないか。
- ・現在の「ぶどう糖分」の測定方法は還元糖を測定している。そのため、ぶどう糖の純度を担保する判定として、「ぶどう糖分」に加えて「比旋光度」が規定されている。今回、結晶ぶどう糖の「ぶどう糖分」を H P L C 法に変更することにより、ぶどう糖分からぶどう糖含有率に変更される。結果、ぶどう糖分に対して、ぶどう糖含有率の方が値が低くなる。現在、共同試験を実施中でその結果を持って妥当性評価検討委員会において小数点以下の必要性も含めて議論されると思われる。
- ・各種 J A S 規格の測定方法において、同じ機器であってもその名称がバラバラなので、事務局で整理し、統一すべきではないか。

以上  
(事務局作成)